

# 白岡市住民投票条例の骨子(修正案)

## 1 趣旨について

白岡市住民投票条例は、白岡市自治基本条例第19条第2項の規定に基づき、住民投票を実施するために必要な事項を定めるものです。

## 2 住民投票条例に付することができる重要事項について

(1) 住民投票に付することができる事項は、市政に関する重要事項（以下「重要事項」といいます。）とします。

重要事項とは、市が処理する事務のうち、現在又は将来の住民福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況がある等、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとします。ただし、次に掲げる事項を除きます。

- ①別の法令（法律、政令等）の規定に基づいて投票を行うことができる事項
  - ②特定の市民又は地域にのみ関係する事項
  - ③市の組織、人事及び財務に関する事項
  - ④市の権限に属さない事項
  - ⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
  - ⑥その他、住民投票に付することが適当でないと市長が認める事項
- (2) 市長は、住民投票の実施が請求されようとする事項が、住民投票に付す事項として適当でないと判断したときは、その理由を添えて、速やかに公表しなければならないものとします。

## 3 住民投票の執行について

- (1) 住民投票は、市長が執行するものとします。
- (2) 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を白岡市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に委任するものとします。

## 4 投票資格者について

住民投票の投票資格を有する者（以下「投票資格者」といいます。）は、公職選挙法第9条第2項に規定する白岡市の議会及び長の選挙権を有する者とします。ただし、公職選挙法第11条第1項及び第2項に該当する者については、投票の資格を有しないものとします。

## 5 住民投票の請求について

- (1) 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署を持って、その代表者（以下「実施請求代表者」といいます。）から市長に対して重要事項に関する住民投票の実施を請求することができます。

この場合において、署名に関する手続き等は、地方自治法の規定に基づいて行われる直接請求の例によるものとします。

- (2) 議会は、重要事項について、地方自治法第112条第2項の規定に基づき議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により住民投票を発議することにより、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- (3) 市長は、重要事項について、自ら住民投票を発議し、実施することができます。
- (4) 市長は、上記(1)の規定による市民からの請求（以下「市民請求」といいます。）があったとき、上記(2)の規定による議会からの請求（以下「議会請求」といいます。）があったとき、又は上記(3)の規定により自ら住民投票を実施する時（以下「市長発議」といいます。）は、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければなりません。

## 6 投票の形式について

住民投票の請求を行う事項は、二者択一で賛成又は反対を問う形式のものでなければなりません。

## 7 住民投票の実施について

- (1) 市長は、市民請求又は議会請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- (2) 市長は、上記(1)の規定による決定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければなりません。
- (3) 市長は、上記(2)の規定による告示の日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内において住民投票の投票期日を定め、住民投票を実施するものとします。

## 8 投票資格者名簿の登録について

- (1) 市長は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとします。
- (2) 上記(1)の規定による投票資格者名簿の調製については、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えるものとします。
- (3) 投票資格者名簿に登録されていない者は、住民投票において投票することができません。

## 9 投票の方法について

- (1) 住民投票は、1人1票に限り、無記名で行うものとし、秘密投票とします。
- (2) 住民投票において投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票期日の当日に自ら投票所に行き、投票しなければなりません。
- (3) 投票人は、住民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の投票欄に○の記号を、反対するときは投票用紙の投票欄に×の記号を自ら記載しなければなりません。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により自ら○又は×の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができます。
- (5) 上記(3)の規定にかかわらず、視覚に障害を有する投票人は、点字投

票をすることができます。

## 10 無効投票について

住民投票において、次に掲げる事項に該当する投票は無効とします。

- ① 所定の投票用紙を用いないもの
- ② ○又は×の記号以外の記号を記載したもの
- ③ ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- ④ ○又は×の記号のいずれも記載したもの
- ⑤ ○又は×の記号のいずれを記載したのか判別しがたいもの
- ⑥ 白紙投票

## 11 情報の提供について

市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関する情報を市民に対して提供しなければなりません。

## 12 住民投票の成立要件

住民投票は、ひとつの住民投票に投票した者の総数が投票資格者総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。

## 13 投票結果の告示等について

住民投票は、投票の成立・不成立にかかわらず、開票するものとします。

市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、実施請求代表者及び議会に通知しなければなりません。

## 14 投票結果の尊重について

市民、議会及び市長は、住民投票の結果（不成立となった投票を除く。）を尊重するものとします。

## 15 住民投票の請求の制限期間について

住民投票が実施された場合（住民投票が不成立となった場合を除く。）に

は、その結果が告示された日から起算して2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項については、住民投票の請求を行うことはできません。

## **16 投票運動について**

住民投票に関する運動は、買収、供応、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

## **17 投票及び開票**

前項目までに規定されているもののほか、住民投票に関する投票及び開票に関する事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の規定に基づき行われる市の議会の議員及び長の選挙の例によるものとします。

## **18 規則への委任について**

住民投票条例に定めるもののほか、市民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。